



目 次	ページ
告 示	
基本測量の終了の通知(2件) (用地対策課)	1
地籍調査の事業計画の定め (")	1
公 告	
土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	1
都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課)	2
港湾法による所有者不明の工作物等の措置 (港 湾 課)	2
高知県公営企業局告示	
高知県立病院に係る病院事業料金の収納事務の委託	2
高知県人事委員会規則	
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2
入札公告	
一般競争入札(防災行政無線システム更新工事(通信システム整備)の公告 (建設管理課) 5・1 掲示	3

告 示

高知県告示第306号
国土交通省国土地理院長から平成19年4月高知県告示第313号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量を平成20年3月24日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
平成20年5月13日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第307号
国土交通省国土地理院長から平成19年6月高知県告示第394号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量を平成20年3月24日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
平成20年5月13日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第308号
国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成20年度における地籍調査の事業計画を定めたので、

同条第5項の規定により次のとおり告示する。
平成20年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
高知市	高知市鏡柿ノ又、鏡吉原及び長浜の各一部、種崎並びに御量瀬	平成20年度中
室戸市	室戸市佐喜浜の一部	"
安芸市	安芸市津久茂町及び港町一丁目の各一部、本町一丁目並びに本町二丁目	"
南国市	南国市左右山の一部	"
土佐市	土佐市宇佐町井尻及び宇佐町竜の各一部	"
須崎市	須崎市押岡の一部	"
土佐清水市	土佐清水市宗呂上、下益野及び有永の各一部	"
四万十市	四万十市横瀬の一部	"
香南市	香南市赤岡町東部、香我美町岸本、吉川村古川、夜須町坪井及び夜須町千切の各一部	"
香美市	香美市土佐山田町有谷、土佐山田町中後入、香北町有川、香北町川ノ内、物部町大栃、物部町中谷川及び物部町山崎の各一部	"
東洋町	安芸郡東洋町河内、白浜、野根及び生見の各一部	"
奈半利町	" 奈半利町長谷地区、花田地区及びナカフ谷地区	"
安田町	" 安田町唐浜、安田、瀬切及び小川の各一部	"

北川村	" 北川村島、久江ノ上及び和田の各一部	"
馬路村	" 馬路村馬路の一部	"
芸西村	" 芸西村西分の一部及び道家	"
本山町	長岡郡本山町瓜生野の一部	"
大豊町	" 大豊町穴内及び中村大王の各一部	"
土佐町	土佐郡土佐町笹ヶ谷、大淵及び有間の各一部	"
いの町	吾川郡いの町勝賀瀬、中追、小川西津賀才、小川東津賀才、小川樅の木山及び清水上分の各一部	"
仁淀川町	" 仁淀川町用居、宮ヶ平、竹ノ谷、土居及び坂本の各一部並びに坪井川	"
中土佐町	高岡郡中土佐町久礼の一部	"
佐川町	" 佐川町西山、西山組、西組、中組、東組及び古畑の各一部	"
越知町	" 越知町片岡の一部	"
日高村	" 日高村沖名及び下分の各一部	"
四万十町	" 四万十町若井川及び峰ノ上の各一部	"
大月町	幡多郡大月町赤泊、姫ノ井及び頭集の各一部	"
黒潮町	" 黒潮町蜷川及び入野の各一部	"

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、稲生土地改良区の定款の変更を平成20年4月25日に認可した

平成20年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成20年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類
高知広域都市計画道路(3・3・89号高知山田線)
- 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
高知市布師田字外八ヶ坪、字二ノガセ、字町田及び字中久保の各一部
南国市下末松字高屋ノ西、字高屋、字田所、字田所北及び字米屋の各一部
香美市土佐山田町字大ツカ西の一部
- 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課並びに高知市役所、南国市役所及び香美市役所
- 縦覧期間
平成20年5月13日から同月27日まで

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

平成20年5月13日

高知港湾管理者
高知県知事 尾崎 正直

- 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
高知市横浜字竹ヶ下1814-1番地
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明)
FRP船1隻(船名不明、282-5837)
FRP船1隻(康善、280-15479)
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明)
FRP船1隻(船名不明、282-9459)
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明)

- FRP船1隻(船名不明、282-280)
- 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に高知港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。
- 港湾管理者の措置
高知港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき高知県立病院に係る病院事業料金の収納事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

平成20年5月13日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

病院名	委託業者		委託期間
	所在地	名称	
高知県立安芸病院	東京都千代田区 神田駿河台二丁目9番地	株式会社 ニチイ学館	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
	高知市本丁筋 155番地	有限会社 東央警備	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
高知県立幡多けんみん病院	東京都千代田区 神田駿河台二丁目9番地	株式会社 ニチイ学館	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月13日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則(昭和45年高知県人事委員会規

則第34号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第3条関係)

組織		職
議事事務局		事務局長 次長 課長 課長補佐 秘書 担当の班長
知事 部局	本庁	理事 部長 会計管理者 局長 副部長 次長 医監 排出権取引推進監 港湾 振興監 建設検査長 課長 企画監 課 長補佐 地域支援企画員(総括) 専門 企画員 職員健康推進監 情報技術専門 監 地震防災指導監 消防防災航空隊長 生活安全推進監 室長 チーム長 船 長 総務企画課のチーフ 法務課の法令及び訴訟担当のチーフ 秘書課のチーフ、主任及び主幹 行政管理課のチーフ、主任及び主幹 人事課のチーフ並びに人事、人材育成及 び経営品質担当の主任、主幹及び主査 財政課のチーフ 管財課の庁舎管理及び庁舎整備担当のチ ーフ 企画調整課の総務担当のチーフ 政策推進課のチーフ、主幹及び主査 情報政策課の電子県庁及び調達最適化推 進担当のチーフ 健康福祉企画課のチーフ 商工政策課の総務企画担当のチーフ 農政企画課のチーフ 森林政策課の企画担当のチーフ 競馬対策課のチーフ 土木企画課のチーフ
出先機関		所長(所内事務所の所長を含む。) 副 所長 次長(所内事務所の次長を含 む。) 技術次長(所内事務所の技術次 長を含む。) 校長 副校長 事務長 学園長 副学園長 場長(所内事務所の 場長を含む。) 県税事務所の課長 福祉保健所の保健監、地域支援室長及び

			課長 療育福祉センターのセンター長、副センター長、事務局長及び部長 大阪事務所プロジェクトマネージャー 農業技術センターの山間試験室長 高知土木事務所の総務課長
	県立大学		学長 学長代理 学部長 学生部長 教務部長 総合情報センター長 事務局長 事務局長次長 総務企画課長 池事務室長 評議員である研究科長及び教授
教育委員会	事務局	本庁	教育長 教育次長 課長 課長補佐 教育企画監 企画監 主任管理主事 管理主事 教育政策課のチーフ並びに秘書及び教育委員会担当の主幹 総務福利課の企画調整及び法規調査担当のチーフ並びに人事、給与及びサービス担当の主幹及び主査 小中学校課の人事担当のチーフ 高等学校課の人事担当のチーフ
		事務所	所長 次長
	教育機関	県立学校	校長 教頭 事務長 船長 機関長
		県立学校以外	所長 次長 部長 館長 教育センターの研修支援担当のチーフ及び主任指導主事
監査委員事務局			事務局長 次長 監査監 主任監査員
人事委員会事務局			事務局長 次長 課長 チーフ
労働委員会事務局			事務局長 次長
収用委員会事務局			事務局長
海区漁業調整委員会事務局			事務局長

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。
平成20年5月1日(掲示済) 高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項
(1) 建設工事の名称及び数量
防災行政無線システム更新工事(通信システム整備) 一式
(2) 建設工事の特質等
入札説明書による。
(3) 完成期限
平成22年3月17日(水)
(4) 工事場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁ほか
(5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格
次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。
(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の上欄に掲げる電気通信工事において、平成20年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であること。
(2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(当該審査基準日は、4の(3)の申請書等の提出前1年7月以内(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、当該審査基準日が当該手続開始の決定がなされた日以降、かつ、1年7月以内)とする。)の電気通信工事の総合評価が1,000点以上の者であること。
(3) 平成9年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した中央防災無線又は防災行政無線のシステム整備等工事に

おける通信設備機器の設計、製造及び設置工事の施工実績を有する者であること。ただし、発注者が国又は都道府県であつて、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。

(4) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置することができる者であること。
ア 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了書を有する者又はこれに準ずる者であること。
イ この入札公告の日以前に入札者に採用され、4の(3)の申請書等の提出時において引き続き3月以上雇用されている者であること。
ウ 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号の経営業務の管理責任者又は同法第7条第2号若しくは第15条第2号の営業所の専任技術者(許可業種を問わない。)でないこと。
エ (3)の工事への従事経験を有する者であること。従事役職は、現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限るものとする。ただし、その従事期間が当該工事の工期の半分を超えていない場合は、実績として認められない。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後、知事が別に定める手続に基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。
ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
イ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てを行った者
ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定調停手続開始の申立てを行った者
エ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行った者
(7) この入札公告の日から入札の日までの間に、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令の処分を受けた者のうち、その範囲を「公共工事に係るもの」とされた者でない者及び高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所等
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ

<p>わせ先 郵便番号780 - 8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県土木部建設管理課契約担当 電話番号088 - 823 - 9813 ファクシミリ番号088 - 823 - 9263</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 平成20年5月2日(金)から同月20日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 平成19年5月2日午前9時から同月20日午後5時30分までの間に高知県土木部建設管理課ホームページ(http://www.pref.kochi.jp/~k_kanri/nyusatsu/index.html)で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成20年6月3日(火)午前10時 郵送の場合は、書留郵便とし、平成20年6月2日(月)午後5時30分までに(1)の交付場所に必着のこと。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎地下第3・4会議室</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、平成20年5月20日午後5時30分までに一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿その他必要書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。 (5) 落札者の決定方法 予定価格(消費税相当額抜きの額 3,542,300,000円)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札</p>	<p>者を落札者とする。ただし、この一般競争入札においては、低入札価格調査制度を適用する。</p> <p>(6) 契約書作成の要否 要</p> <p>(7) 資格審査に関する事項 2の(1)の入札参加資格を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、平成20年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等(平成20年3月高知県告示第131号)の定めるところにより、高知県土木部建設管理課建設業担当へ入札参加資格申請を行うこと。ただし、平成20年5月9日(金)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、参加資格が与えられない場合がある。</p> <p>(8) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Details of Tender: Upgrade of Wireless Disaster Prevention and Administration System. 1 complete system required (2) Deadline for tender by hand: Tuesday 3 June 2008, 10:00 A.M. (3) Deadline for tender by registered mail: Monday 2 June 2008, 5:30 P.M. (4) Inquiries: Construction Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9813 Fax: 088-823-9263</p>	
---	--	--